

保安規定・核燃料物質使用許可対比表

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
<p>10.使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>第3章 経営責任者等の責任</p> <p>7. 保安品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステム管理責任者として保安品質保証責任者を選任し、保安品質保証に係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1)プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2)保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p>	<p>第2章の2 保安品質マネジメント計画</p> <p>(保安品質マネジメント計画)</p> <p>第9条の3 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり保安品質マネジメント計画を定める。</p> <p>3.7 保安品質保証責任者</p> <p>社長は、技術推進・品質保証部長(但し、管理者層である他の者を指名することもあり得る)を保安品質保証責任者(保安品質マネジメントシステム管理者)として選任し、保安品質マネジメントに係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p>	<p>・保安品質保証責任者の選任範囲の拡大のため</p>

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																																																																										
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作	備考																																																																																										
<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (燃料ホットラボ施設)</p> <table border="1" data-bbox="161 347 945 1141"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td rowspan="10">自 許可日 至 2025年3月31日</td> <td>5 kg-U</td> <td>5 kg-U</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1 kg-U</td> <td>1 kg-U</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度5%未満)</td> <td>3 kg-U (150 g-²³⁵U)</td> <td>3 kg-U (150 g-²³⁵U)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)</td> <td>3 kg-U (600 g-²³⁵U)</td> <td>3 kg-U (600 g-²³⁵U)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度□%以上) (密封)</td> <td>3 g-U (3 g-²³⁵U)</td> <td>3 g-U (3 g-²³⁵U)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム (非密封)</td> <td>0.1 g-Pu</td> <td>0.1 g-Pu</td> </tr> <tr> <td>ウラン-233</td> <td>0.1 g-²³³U</td> <td>0.1 g-²³³U</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料* (初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)</td> <td>3999.99 kg-U (4.4×10¹¹Bq)</td> <td>3999.99 kg-U (4.4×10¹¹Bq)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料* (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)</td> <td>3 kg-U (3.3×10¹⁴Bq)</td> <td>3 kg-U (3.3×10¹⁴Bq)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料* (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)</td> <td>1 g-U (2.5×10¹¹Bq)</td> <td>1 g-U (2.5×10¹¹Bq)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料 (1F燃料デブリ) (初期濃縮度5%未満)</td> <td>10 g-U</td> <td>10 g-U</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 表面から1メートルの距離における空気吸収線量率 (照射直後) が1グレイ毎時を超えるもの。</p>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	劣化ウラン	自 許可日 至 2025年3月31日	5 kg-U	5 kg-U	天然ウラン	1 kg-U	1 kg-U	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン (濃縮度□%以上) (密封)	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	プルトニウム (非密封)	0.1 g-Pu	0.1 g-Pu	ウラン-233	0.1 g- ²³³ U	0.1 g- ²³³ U	使用済燃料* (初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)	3999.99 kg-U (4.4×10 ¹¹ Bq)	3999.99 kg-U (4.4×10 ¹¹ Bq)	使用済燃料* (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	使用済燃料* (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)	使用済燃料 (1F燃料デブリ) (初期濃縮度5%未満)	10 g-U	10 g-U	<p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第18条 ホット試験室長は、核燃料物質の使用を使用施設において行わなければならない。</p> <p>2 ホット試験室長は、第14条に定める核燃料物質の取扱計画のなかで、その使用を開始した後、当該核燃料物質の使用を終了したときは、速やかに貯蔵施設に保管又は廃棄施設に廃棄しなければならない。</p> <p>3 ホット試験室長は、別表第5に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を使用してはならない。</p> <p>4 ホット試験室長は、当施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>別表第5 年間予定使用量</p> <table border="1" data-bbox="1227 545 1758 1348"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">主な化合物の名称</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>酸化ウラン</td> <td>5 kg-U</td> <td>5 kg-U</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>酸化ウラン</td> <td>1 kg-U</td> <td>1 kg-U</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度5%未満)</td> <td>酸化ウラン</td> <td>3 kg-U (150 g-²³⁵U)</td> <td>3 kg-U (150 g-²³⁵U)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)</td> <td>酸化ウラン 金属ウラン</td> <td>3 kg-U (600 g-²³⁵U)</td> <td>3 kg-U (600 g-²³⁵U)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度□%以上) (密封)</td> <td>フッ素化ウラン</td> <td>3 g-U (3 g-²³⁵U)</td> <td>3 g-U (3 g-²³⁵U)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム (非密封)</td> <td>硝酸プルトニウム</td> <td>0.1 g-Pu</td> <td>0.1 g-Pu</td> </tr> <tr> <td>ウラン-233</td> <td>硝酸ウラン</td> <td>0.1 g-²³³U</td> <td>0.1 g-²³³U</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料* (初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)</td> <td>照射後燃料</td> <td>3999.99 kg-U (4.4×10¹¹Bq)</td> <td>3999.99 kg-U (4.4×10¹¹Bq)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料* (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)</td> <td>照射後燃料</td> <td>3 kg-U (3.3×10¹⁴Bq)</td> <td>3 kg-U (3.3×10¹⁴Bq)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料* (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)</td> <td>照射後燃料</td> <td>1 g-U (2.5×10¹¹Bq)</td> <td>1 g-U (2.5×10¹¹Bq)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料 (1F燃料デブリ) (初期濃縮度5%未満)</td> <td></td> <td>10 g-U</td> <td>10 g-U</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 表面から1メートルの距離における空気吸収線量率 (照射直後) が1グレイ毎時を超えるもの。</p>	核燃料物質の種類	主な化合物の名称	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	劣化ウラン	酸化ウラン	5 kg-U	5 kg-U	天然ウラン	酸化ウラン	1 kg-U	1 kg-U	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	酸化ウラン	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)	酸化ウラン 金属ウラン	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン (濃縮度□%以上) (密封)	フッ素化ウラン	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	プルトニウム (非密封)	硝酸プルトニウム	0.1 g-Pu	0.1 g-Pu	ウラン-233	硝酸ウラン	0.1 g- ²³³ U	0.1 g- ²³³ U	使用済燃料* (初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3999.99 kg-U (4.4×10 ¹¹ Bq)	3999.99 kg-U (4.4×10 ¹¹ Bq)	使用済燃料* (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	使用済燃料* (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)	使用済燃料 (1F燃料デブリ) (初期濃縮度5%未満)		10 g-U	10 g-U	<p>・1F燃料デブリの取扱いを追加するため。</p>
核燃料物質の種類			予定使用期間	年間予定使用量																																																																																								
	最大存在量	延べ取扱量																																																																																										
劣化ウラン	自 許可日 至 2025年3月31日	5 kg-U	5 kg-U																																																																																									
天然ウラン		1 kg-U	1 kg-U																																																																																									
濃縮ウラン (濃縮度5%未満)		3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)																																																																																									
濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)		3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)																																																																																									
濃縮ウラン (濃縮度□%以上) (密封)		3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)																																																																																									
プルトニウム (非密封)		0.1 g-Pu	0.1 g-Pu																																																																																									
ウラン-233		0.1 g- ²³³ U	0.1 g- ²³³ U																																																																																									
使用済燃料* (初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)		3999.99 kg-U (4.4×10 ¹¹ Bq)	3999.99 kg-U (4.4×10 ¹¹ Bq)																																																																																									
使用済燃料* (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)		3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)																																																																																									
使用済燃料* (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)		1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)																																																																																									
使用済燃料 (1F燃料デブリ) (初期濃縮度5%未満)	10 g-U	10 g-U																																																																																										
核燃料物質の種類	主な化合物の名称	年間予定使用量																																																																																										
		最大存在量	延べ取扱量																																																																																									
劣化ウラン	酸化ウラン	5 kg-U	5 kg-U																																																																																									
天然ウラン	酸化ウラン	1 kg-U	1 kg-U																																																																																									
濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	酸化ウラン	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)																																																																																									
濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)	酸化ウラン 金属ウラン	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)																																																																																									
濃縮ウラン (濃縮度□%以上) (密封)	フッ素化ウラン	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)																																																																																									
プルトニウム (非密封)	硝酸プルトニウム	0.1 g-Pu	0.1 g-Pu																																																																																									
ウラン-233	硝酸ウラン	0.1 g- ²³³ U	0.1 g- ²³³ U																																																																																									
使用済燃料* (初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3999.99 kg-U (4.4×10 ¹¹ Bq)	3999.99 kg-U (4.4×10 ¹¹ Bq)																																																																																									
使用済燃料* (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)																																																																																									
使用済燃料* (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)																																																																																									
使用済燃料 (1F燃料デブリ) (初期濃縮度5%未満)		10 g-U	10 g-U																																																																																									

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

※該当箇所を青枠及び青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																									
<p>12. 添付資料</p> <p>12-1-9 監視設備</p> <p>1. 概要 本施設においては、従事者等の放射線による被ばく量が法令で定める線量限度を超えないように監視するとともに不必要な被ばくを避け、各人の被ばくをできるだけ低く保つため以下のような放射線管理を行う。</p> <p>2. 管理区域の管理 管理区域の線量、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）、空气中放射性物質濃度等は、次により測定監視する。</p> <p>1) 線量の測定 特定位置の線量は、γ線エリアモニタにより連続監視する。 その他必要箇所の線量は、サーベイメータにより定期的または必要に応じて測定する。</p> <p>2) 表面密度の測定 表面密度検査用サーベイメータまたはスミヤ法により各作業場所を定期的に測定する。 また、表面汚染を生じたときまたは恐れのあるときは、随時測定する。 管理区域の出入口には、ハンドフットクロスモニタ及び表面密度検査用サーベイメータを配置し、管理区域から退出する従事者等の身体、衣服及び持ち出し物品の表面密度を測定する。</p> <p>3) 空气中放射性物質濃度の測定 管理区域内各所に設置したエアスニファ装置により空气中の塵埃を捕集し測定する。 また、空気汚染の発生する恐れがあると予想される作業場所に室内ダストモニタを配置し連続監視する。</p> <p>4) 廃液中の放射性物質濃度の測定 廃液貯溜槽の廃液に含まれる放射性物質の濃度は、サンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p> <p>5) プール水中の放射性物質濃度の測定 プール水中の放射性物質の濃度は、定期的にサンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。 さらに燃料の受入れ及び取扱い時は、その都度サンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p>	<p>第6章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第37条 放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、放射線測定器の使用方法を含め別表第9に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第10に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当量率等を測定する。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、前項の調査及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">別表第9 管理区域内における線量当量率等の測定</p> <table border="1" data-bbox="1137 639 1895 1219"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>測定方法</th> <th>測定場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量率</td> <td>放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回</td> <td>エアモニタ又はサーベイメータ</td> <td>セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外面</td> </tr> <tr> <td>管理区域内について週1回※</td> <td></td> <td>エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>サーベイメータ</td> <td>管理区域の境界</td> </tr> <tr> <td>空气中の放射性物質濃度</td> <td>管理区域内について週1回※</td> <td>室内ダストモニタ又はエアスニファ</td> <td>管理区域内の汚染の可能性のある場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td> <td>管理区域内について週1回※</td> <td rowspan="2">スミヤ法又はダルト法</td> <td>エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>管理区域の境界(出入口)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用施設における放射線作業が1週間を超える期間内に行われなるときは、当該期間内の測定を要しない。ただし、この場合にあっても1月を超えない期間内で1回以上測定するものとする。</p>	項目	頻度	測定方法	測定場所	外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エアモニタ又はサーベイメータ	セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外面	管理区域内について週1回※		エリアの代表点		管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界	空气中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回※	室内ダストモニタ又はエアスニファ	管理区域内の汚染の可能性のある場所	表面密度	管理区域内について週1回※	スミヤ法又はダルト法	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	管理区域の境界(出入口)	<p>・管理区域内における線量当量率等の測定頻度の合理化による見直しのため。</p>
項目	頻度	測定方法	測定場所																								
外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エアモニタ又はサーベイメータ	セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外面																								
	管理区域内について週1回※		エリアの代表点																								
	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界																								
空气中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回※	室内ダストモニタ又はエアスニファ	管理区域内の汚染の可能性のある場所																								
表面密度	管理区域内について週1回※	スミヤ法又はダルト法	エリアの代表点																								
	管理区域周辺について月1回		管理区域の境界(出入口)																								

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																								
<p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備</p>	<p>第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬</p>	<p>備考</p>																																								
<p>8-3 貯蔵施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称 個数</th> <th>最大収納量</th> <th>内容物の物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵ラック 1式</td> <td>使用済燃料 [] (集合体 [] 本、燃料棒 [] 本)</td> <td>固体</td> <td>設置場所：プール 寸法：長さ2.7m×幅1.5m×高さ4.7m 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。 燃料貯蔵ラックの核燃料を取り扱うブリッジレールは施設管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>試験後試片保管ラック 1式</td> <td>使用済燃料 []</td> <td>固体</td> <td>設置場所：プール 寸法：長さ3m×幅1m×高さ4.5m 試験後試片保管ラック：2.0本 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。 試験後試片保管ラックの核燃料を取り扱うブリッジレールは施設管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>試験後試片用ストレージピット 2基</td> <td>使用済燃料 [] (1F燃料デブリを含む)</td> <td>固体</td> <td>設置場所：No. 1セル 寸法：長さ2.2m×幅1.1m×高さ1.1m ピット：直径0.15m×深さ1.2m 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称 個数</th> <th>最大収納量</th> <th>内容物の物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未照射核燃料の貯蔵箱 1基</td> <td>劣化ウラン [] 天然ウラン [] 濃縮ウラン (5%未満) [] 濃縮ウラン (5%以上20%未満) [] 濃縮ウラン [] 以上 [] プルトニウム (非密封) [] ウラン-233 []</td> <td>固体</td> <td>設置場所：機器分析室 寸法：長さ0.7m×幅0.6m×高さ1.1m 遮蔽厚さ：10mm (鉛)、耐火構造 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。 未照射核燃料の貯蔵箱の扉は施設管理を行う。 容器の外における空気を汚染するおそれのある核燃料物質は密閉容器に収納して貯蔵する。</td> </tr> <tr> <td>微小試片の貯蔵箱 1基</td> <td>照射後被覆管 []</td> <td>固体</td> <td>設置場所：機器分析室 寸法：長さ0.7m×幅0.6m×高さ1.1m 遮蔽厚さ：20mm (鉛)、耐火構造 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 微小試片の貯蔵箱の扉は施設管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称 個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様	燃料貯蔵ラック 1式	使用済燃料 [] (集合体 [] 本、燃料棒 [] 本)	固体	設置場所：プール 寸法：長さ2.7m×幅1.5m×高さ4.7m 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。 燃料貯蔵ラックの核燃料を取り扱うブリッジレールは施設管理を行う。	試験後試片保管ラック 1式	使用済燃料 []	固体	設置場所：プール 寸法：長さ3m×幅1m×高さ4.5m 試験後試片保管ラック：2.0本 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。 試験後試片保管ラックの核燃料を取り扱うブリッジレールは施設管理を行う。	試験後試片用ストレージピット 2基	使用済燃料 [] (1F燃料デブリを含む)	固体	設置場所：No. 1セル 寸法：長さ2.2m×幅1.1m×高さ1.1m ピット：直径0.15m×深さ1.2m 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。	貯蔵設備の名称 個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様	未照射核燃料の貯蔵箱 1基	劣化ウラン [] 天然ウラン [] 濃縮ウラン (5%未満) [] 濃縮ウラン (5%以上20%未満) [] 濃縮ウラン [] 以上 [] プルトニウム (非密封) [] ウラン-233 []	固体	設置場所：機器分析室 寸法：長さ0.7m×幅0.6m×高さ1.1m 遮蔽厚さ：10mm (鉛)、耐火構造 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。 未照射核燃料の貯蔵箱の扉は施設管理を行う。 容器の外における空気を汚染するおそれのある核燃料物質は密閉容器に収納して貯蔵する。	微小試片の貯蔵箱 1基	照射後被覆管 []	固体	設置場所：機器分析室 寸法：長さ0.7m×幅0.6m×高さ1.1m 遮蔽厚さ：20mm (鉛)、耐火構造 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 微小試片の貯蔵箱の扉は施設管理を行う。	<p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第45条 ホット試験室長は、核燃料物質の保管を貯蔵施設において別表第4に定める核的制限に基づいて行うとともに、別表第13に示す最大収納量を超えて核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>別表第13 貯蔵施設の最大収納量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>最大収納量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵ラック</td> <td>使用済燃料 [] (集合体 [] 本、燃料棒 [] 本)</td> </tr> <tr> <td>試験後試片保管ラック</td> <td>使用済燃料 []</td> </tr> <tr> <td>試験後試片用ストレージピット</td> <td>使用済燃料 [] (1F燃料デブリを含む)</td> </tr> <tr> <td>未照射核燃料の貯蔵箱</td> <td>劣化ウラン [] 天然ウラン [] 濃縮ウラン (5%未満) [] 濃縮ウラン (5%以上20%未満) [] 濃縮ウラン [] 以上 (密封) [] プルトニウム (非密封) [] ウラン-233 []</td> </tr> <tr> <td>微小試片の貯蔵箱</td> <td>照射後被覆管 []</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	最大収納量	燃料貯蔵ラック	使用済燃料 [] (集合体 [] 本、燃料棒 [] 本)	試験後試片保管ラック	使用済燃料 []	試験後試片用ストレージピット	使用済燃料 [] (1F燃料デブリを含む)	未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン [] 天然ウラン [] 濃縮ウラン (5%未満) [] 濃縮ウラン (5%以上20%未満) [] 濃縮ウラン [] 以上 (密封) [] プルトニウム (非密封) [] ウラン-233 []	微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 []	<p>・1F燃料デブリの取扱いを追加するため。</p>
貯蔵設備の名称 個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様																																							
燃料貯蔵ラック 1式	使用済燃料 [] (集合体 [] 本、燃料棒 [] 本)	固体	設置場所：プール 寸法：長さ2.7m×幅1.5m×高さ4.7m 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。 燃料貯蔵ラックの核燃料を取り扱うブリッジレールは施設管理を行う。																																							
試験後試片保管ラック 1式	使用済燃料 []	固体	設置場所：プール 寸法：長さ3m×幅1m×高さ4.5m 試験後試片保管ラック：2.0本 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。 試験後試片保管ラックの核燃料を取り扱うブリッジレールは施設管理を行う。																																							
試験後試片用ストレージピット 2基	使用済燃料 [] (1F燃料デブリを含む)	固体	設置場所：No. 1セル 寸法：長さ2.2m×幅1.1m×高さ1.1m ピット：直径0.15m×深さ1.2m 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。																																							
貯蔵設備の名称 個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様																																							
未照射核燃料の貯蔵箱 1基	劣化ウラン [] 天然ウラン [] 濃縮ウラン (5%未満) [] 濃縮ウラン (5%以上20%未満) [] 濃縮ウラン [] 以上 [] プルトニウム (非密封) [] ウラン-233 []	固体	設置場所：機器分析室 寸法：長さ0.7m×幅0.6m×高さ1.1m 遮蔽厚さ：10mm (鉛)、耐火構造 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核的制限を行う。 未照射核燃料の貯蔵箱の扉は施設管理を行う。 容器の外における空気を汚染するおそれのある核燃料物質は密閉容器に収納して貯蔵する。																																							
微小試片の貯蔵箱 1基	照射後被覆管 []	固体	設置場所：機器分析室 寸法：長さ0.7m×幅0.6m×高さ1.1m 遮蔽厚さ：20mm (鉛)、耐火構造 必要な地震力に対して、耐震設計（地震力×1.8）を行う。 微小試片の貯蔵箱の扉は施設管理を行う。																																							
貯蔵設備の名称	最大収納量																																									
燃料貯蔵ラック	使用済燃料 [] (集合体 [] 本、燃料棒 [] 本)																																									
試験後試片保管ラック	使用済燃料 []																																									
試験後試片用ストレージピット	使用済燃料 [] (1F燃料デブリを含む)																																									
未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン [] 天然ウラン [] 濃縮ウラン (5%未満) [] 濃縮ウラン (5%以上20%未満) [] 濃縮ウラン [] 以上 (密封) [] プルトニウム (非密封) [] ウラン-233 []																																									
微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 []																																									

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

※該当箇所を青枠及び青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																								
該当頁なし	<p>第11章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第61条 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、別表第16第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p style="text-align: center;">別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録</p> <p>(1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録</p> <table border="1" data-bbox="1182 443 1816 1321"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>安全管理部長</td> <td>安全管理部長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>試験部長</td> <td>試験部長</td> <td>施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>試験部長</td> <td>試験部長</td> <td>評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日作業中1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度</td> <td>排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回^{※1}</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と</td> <td>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1 使用施設における放射線作業が1週間を超える期間内に行われないときは、当該期間内の測定を要しない。ただし、この場合にあつても1月を超えない期間内で1回以上測定するものとする。</u></p>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	試験部長	試験部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	試験部長	試験部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 ^{※1}	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	<p>・管理区域内における線量当量率等の測定頻度の合理化による見直しのため。</p>
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																						
1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																																						
(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	試験部長	試験部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																						
(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	試験部長	試験部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																						
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																						
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																						
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 ^{※1}	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																						
(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間																																						

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。